

## 平成23年度食品安全委員会運営計画案に沿ったリスクコミュニケーションに関する取組の実施案

平成23年度食品安全委員会運営計画案	取組の実施案
<p>1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催</p> <p>委員会が行う食品健康影響評価に関する意見交換会については、国民の関心事項や意見等を把握し、広く国民の理解を得るため、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。</p> <p>具体的には、以下の観点からテーマの選定を行うとともに、リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品健康影響評価のうち、国民の関心の高いもの</li> <li>・科学的な食品健康影響評価の考え方・プロセスについて説明の必要があるもの</li> </ul> <p>また、消費者等に身近な事項をテーマとした対話型の意見交換会とするため、地方公共団体や地域の消費者団体等と連携して開催する。</p> <p>なお、意見交換会を開催する案件について、効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールマガジン、ホームページ等の情報発信手段と連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品健康影響評価の審議結果案に関する意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議結果案の意見・情報の募集（パブリックコメント）の期間中に、質疑・意見交換の時間確保に留意して講演形式を基本に、原則東京にて開催。</li> <li>・案件に応じ、ステークホルダー毎に小規模な意見交換会を開催。</li> </ul> </li> <li>○食品健康影響評価の考え方・プロセスに関する意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬、食品添加物等をテーマとして、委員会が行う食品健康影響評価の考え方、進め方を中心に、グループディスカッションを行うワークショップないし気軽に意見交換できる雰囲気のカフェ形式により、地方自治体やリスクコミュニケーション育成講座受講者と連携して各地で開催。</li> <li>・地域の消費者団体等と連携し、地方公共団体と共に形式に拘らない消費者のニーズに即した意見交換会を開催。</li> <li>・委員会が行う食品健康影響評価の基礎となる科学的知識や考え方について、分かりやすさと双方向性に留意した小規模な意見交換会（サイエンスカフェ）を、東京にて開催。</li> <li>・国際機関や諸外国におけるリスク評価や科学的知見の情報提供を主体としたセミナーを東京にて開催。</li> </ul> </li> <li>○意見交換会の参加者以外への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会で使用した資料や主な意見・質疑応答はわかりやすく整理して、ホームページ、メールマガジン等により、情報提供。</li> </ul> </li> </ul>

平成23年度食品安全委員会運営計画	取組の実施案
<p>2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供 ・相談等の積極的実施</p> <p>(1) ホームページ等による情報提供</p> <p>国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレットの発行等国民がアクセスしやすい様々なツールを用いて、積極的に情報提供を行う。特に、緊急時においては迅速性を重視した情報発信を行う。また、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。</p> <p>ホームページについては、ビジュアル化した参考資料や動画を活用した情報提供など一層の内容の充実や迅速な更新、メールマガジン等との有機的な連携を図るとともに、特に、食品健康影響評価に係る審議状況や評価結果について、より一層分かりやすい情報提供を行う。また、トップページのコンテンツ項目の見直し及び配置の見直しを行ったところであるが、更に階層化を進めることによって一般的情報から、専門的情報に必要な応じてリンクできるようホームページの改善を進める。</p> <p>また、「自ら評価」の案件決定プロセスにおいても、国民の不安感等を丁寧に把握するとともに、「自ら評価」の結果を丁寧に分かりやすく情報提供するのはもちろんのこと、「自ら評価」案件として決定されなかった事項についても、ホームページ等への掲載等、適切な手段で情報提供を行う。</p>	<p>○各種手段による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全総合情報システムとの統合により利便性を高めた食品安全委員会ホームページの各機能の積極的活用（動画コンテンツの掲載、新着情報自動通知メールの配信、審議状況の一覧等）。</li> <li>・わかりやすく伝えるための参考資料については、ビジュアル化する、動画を活用するなどの工夫を行う。</li> <li>・関心の高い食品健康影響評価結果や食品安全委員会の取組などをわかりやすい図表、グラフィックを活用して紹介する季刊紙「食品安全」の発行（年4回）。</li> <li>・毎週金曜日にメールマガジンにより食品安全委員会の活動状況等を迅速に提供。</li> </ul>

(2) マスメディア関係者等との連携の充実・強化

国民の関心の高い食品健康影響評価が行われた際に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等幅広い関係者との間で勉強会や懇談会を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に積極的に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化に努める。

また、委員会が収集・分析した情報を発信するだけでなく、一部国民の間に流布されている不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信も行う。

(3) 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応

食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談や問い合わせについて、相談者の立場に立った丁寧な対応を行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は消費者庁その他の関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。

○関係者との連携

- ・国民の関心の高い食品健康影響評価結果等について、必要に応じ、マスメディアとの勉強会を開催。
- ・プレスリリースのメール随時配信を実施。
- ・マスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供を行うとともに、取材に対しては、丁寧に対応し、マスメディア関係者との連携の充実・強化に努める。
- ・国民の関心の高い食品健康影響評価結果等について、必要に応じ、消費者団体との懇談会を実施する。

○食の安全ダイヤルの相談情報

- ・よくある相談情報はQ & Aを食品安全委員会ホームページに掲載。
- ・相談情報は、消費者庁、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁へ提供。

○食品安全モニターからの報告

- ・食品安全モニターからの報告は、月ごとに取りまとめ、食品安全委員会において調査審議し、関係省庁に回付するとともに、ホームページに掲載。

平成23年度食品安全委員会運営計画	取組の実施案
<p>3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施</p> <p>委員会が行う食品健康影響評価や食品の安全性についての正確な理解を広げ、食育の推進にも貢献するため、リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生等を対象とした意見交換会の開催、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等を実施する。</p> <p>また、DVDや啓発資材を活用し、広く普及啓発を推進する。</p>	<p>○講師の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体等からの要望を把握し、これまで実績がないところを優先して対応。</li> </ul> <p>○子供に対する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21年度の食品安全確保総合調査の成果を活用して作成した「科学の目で見ると見る食品安全」等の活用の推進。</li> <li>・ 教育現場で中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールなどの開催。</li> </ul> <p>○食品安全委員会が作成した啓発用DVD等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「気になる食品の安全性～みんなで学ぼうリスク分析」、「食品安全の基礎知識～クイズで学ぼうリスク評価」、小学校高学年児童向けの「考えてみよう！食べ物の安全性」などのDVDの貸し出し、ホームページでの動画配信。</li> </ul>

平成23年度食品安全委員会運営計画	取組の実施案
<p>4 リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援</p> <p>食品健康影響評価に関する参加型の意見交換会（グループディスカッション方式等）において、これまで「リスクコミュニケーター育成講座」等により育成してきた人材の協力を得て、地域でのリスクコミュニケーションを効果的に推進する。</p> <p>また、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションが地域においても自立的に展開されるよう、リスクコミュニケーター育成講座受講者に対する知見の高度化のためのセミナーの開催やメールボックスを活用した情報提供を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者に対して、地方自治体等と共催で行うワークショップ形式ないしカフェ形式の意見交換会の運営に協力を要請し、リスクコミュニケーションの実践の場として活動いただくとともに、これらの意見交換会の準備の際に、リスクコミュニケーションに関する知見を充実させるための情報提供を行う。</li> <li>・受講者との連絡窓口用メールボックスを活用し、意見・要望に応じた情報やリスクコミュニケーション用資料の提供等を実施。</li> </ul>

平成23年度食品安全委員会運営計画	取組の実施案
<p>5 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携</p> <p>消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行うとともに、意見交換会の共催、関係府省が主催する意見交換会等への参画等の連携を図る。</p> <p>地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。また、食品健康影響評価や食品の安全性に関して、地域の消費者団体等関係団体や地域住民への情報提供にも資するよう、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、リスクコミュニケーター育成講座受講者の協力を得た意見交換会の開催など、地方公共団体と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省との担当者会議において、食品安全委員会から積極的に情報提供を行う。</li> <li>・秋に開催する全国食品安全連絡会議について、地方公共団体のニーズ等を踏まえて開催。</li> <li>・地方公共団体に対し、委員長談話など食品安全委員会から発信する重要な情報をメール等により迅速に提供するとともに、地域の消費者団体等の関係団体や地域住民への食品の安全性に関する情報提供の際の活用を働きかける。</li> <li>・リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、必要に応じ関係省庁や地方公共団体と連携する。</li> </ul>